

# 訪問介護 重要事項説明書

## 新篠津福祉園ホームヘルプサービス

### 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

#### (1) 提供できるサービスの地域

- ・ 事業所名 新篠津福祉園ホームヘルプサービス
- ・ 指定番号 北海道0171000037号
  - 指定訪問介護事業所 平成12年4月1日
  - 新篠津村訪問サービス 平成29年10月1日
- ・ 所在地 石狩郡新篠津村第45線北12番地
- ・ 事業者 社会福祉法人 新篠津福祉会
  - 理事長 崩 田 守
- ・ 管理者の氏名
  - 管理者 山 口 篤 史
- ・ 電話番号 0126-35-6377
- ・ F A X番号 0126-35-6378
- ・ サービスを提供する地域
  - 新篠津村

#### (2) 事業所の従事者体制

##### ① 管理者 1名

従業者及び業務の管理を一元的に行うと共に従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行うものとする

##### ② サービス提供責任者 1名以上

- ・ 指定訪問介護の利用の申し込みにかかる調整を行う。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
- ・ 居宅介護支援事業者等に対して、指定訪問介護の提供にあたり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う。
- ・ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。
- ・ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同

じ)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。

- ・訪問介護員等の実施状況を把握する。
- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

③ 訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

- ・介護福祉士又は政令で定める養成研修修了者である訪問介護員は、訪問介護等の提供にあたる。

### （3）営業日および営業時間

営業日 月曜日～土曜日 9：00～17：30

受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00  
土曜日 9：00～12：00

サービス提供時間 月曜日～土曜日 7：00～19：00

※ 但し、12月31日～1月3日までは休業します。

## 3. サービスの内容

### （1）身体介護

#### ① 食事介助

食事の介助で、全面介助、一部介助または見守りを行います。  
配膳から下膳まで含まれます。

#### ② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。但し、本人が全く自力で移動できない場合には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

#### ③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助または見守り、誘導を行います。

#### ④ 清拭

身体を清潔に保つために、全身または部分的に身体を拭きます。

#### ⑤ 体位変換

褥創の防止のために、1日何回か体位変換を行う際の介助を行います。

#### ⑥ 着脱介助

衣服の着脱介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

#### ⑦ 整容介助

洗面、整髪、爪切り等を行ないます。

#### ⑧ 自立支援のための見守り援助

一緒に手助けをしながら行う調理、移動時転倒しない様に見守り、

洗濯物と一緒に干したりたたんだりすることにより、自立支援を促す。また、一緒に整理整頓等を行うことにより生活歴の喚起を促します。

## (2) 生活援助

### ① 買物

日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分注意し、常にお客様の確認を得ながら行います。お客様宅から買物に出掛けることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合は、お客様やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。ただし、預貯金の引き出しや預け入れは行えません。

### ② 調理

お客様のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。お客様以外のご家族等の食事の調理は提供できません。

### ③ 掃除

居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓を行います。居室等とは、お客様が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。

### ④ 洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門適技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。

お客様以外のご家族等の洗濯は行いません。

### ⑤ 衣類の入れ替え

季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換を行います。

## (3) 通院乗降介助

① 要介護1以上の認定を受けたお客様に対して、通院のための乗車または降車介助および屋内外における移動等の介助を行います。

## 4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法延代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

## 介護報酬告示額

### (1) 基本料金

#### ◎ 身体介護が中心の場合

|                | 単位（1単位<br>10円） | 利用者負担1<br>割 | 利用者負担2<br>割 | 利用者負担3<br>割 |
|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 20分未満          | 1630円          | 163円        | 326円        | 489円        |
| 20分以上30分<br>未満 | 2440円          | 244円        | 488円        | 732円        |
| 30分以上1時<br>間未満 | 3870円          | 387円        | 774円        | 1161円       |
| 1時間以上          | 5670円          | 567円        | 1134円       | 1701円       |
| 30分追加毎         | 820円           | 82円         | 164円        | 246円        |

#### ◎ 生活援助が中心の場合

|                   | 単位（1単位<br>10円） | 利用者負担1<br>割 | 利用者負担2<br>割 | 利用者負担3<br>割 |
|-------------------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 20分以上45分<br>未満    | 1790円          | 179円        | 358円        | 537円        |
| 45分以上1時<br>間10分未満 | 2200円          | 220円        | 440円        | 660円        |

#### ◎ 通院等のため乗車または降車の介助が中心の場合

|    | 単位（1単位<br>10円） | 利用者負担1<br>割 | 利用者負担2<br>割 | 利用者負担3<br>割 |
|----|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 片道 | 970円           | 97円         | 194円        | 291円        |
| 往復 | 1940円          | 194円        | 388円        | 582円        |

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、

お客様の同意の上で、通常の2倍の料金となります。

※ 早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後7時）は利用料金に25%の割増料金が加算されます。

#### ◎ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

|       | 単位（1単位<br>10円） | 利用者負担1<br>割 | 利用者負担2<br>割 | 利用者負担3<br>割 |
|-------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 20分以上 | 650円           | 65円         | 130円        | 195円        |
| 45分以上 | 1300円          | 130円        | 260円        | 390円        |
| 70分以上 | 1950円          | 195円        | 390円        | 585円        |

#### ◎ 加算

- ・特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の10%を加算  
ヘルパーの人材確保（介護福祉士の割合が所定数を満たしている）を行っている事業所に対する加算。

- ・初回加算 200円／月  
新規の利用者様にサービス提供責任者が初回訪問介護を実施した場合の加算。
- ・緊急時訪問介護加算 100円／回  
利用者様やご家族様から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャと連携を図りケアマネージャが必要なサービスと認めたときに訪問介護を行った場合の加算。
- ・生活機能向上連帶加算 100円／月  
サービス提供責任者と訪問リハビリテーションの理学療法士と共同してアセスメントを行い、連携して訪問介護計画を作成し計画に基づいてサービスを行った場合の加算。
- ・介護職員処遇改善加算  
介護サービス費に各種加算を加えた額に13.7%を乗じた金額  
介護職員の資質向上の支援に関する計画を策定して北海道知事に届出を行い、取り組みを行っている事業所に対して算定される加算。
- ・特定処遇改善加算Ⅰ  
介護サービス費に各種加算を加えた額に6.3%を乗じた金額  
経験、技術のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算  
介護サービス費に各加算を加えた額に2.4%を乗じた金額  
介護職員の雇用改善のための加算。

#### 支払い方法

- |                         |
|-------------------------|
| ア. 窓口(事務所)での現金支払い       |
| イ. 指定口座への振込み            |
| ① 北海道信用金庫 新篠津支店         |
| 普通預金 社会福祉法人 新篠津福祉会      |
| 新篠津福祉園ホームヘルプサービス会計      |
| 施設長 山 口 篤 史             |
| 口座番号 0182661            |
| ② JA新しのつ                |
| 普通預金 新篠津福祉園ホームヘルプサービス会計 |
| 施設長 山 口 篤 史             |
| 口座番号 0008118            |

#### 5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① お客様またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の従事

- 者にご一報ください。
- ② 事業所では、原則としてお客様宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、お客様またはその家族とご相談させていただきます。
  - ③ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
  - ④ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## 6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関との連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供時にお客様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関及びご家族、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し説明いたします。賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 守秘義務に関する対策

事業者および従業者は、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10. 個人情報の保護

事業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者様に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者様の同意を得ることとします。また、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者様及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

## 11. お客様の尊厳

お客様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 12. 身体拘束の禁止

原則として、お客様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には慈善にお客様及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

### 13. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

お客様相談・苦情窓口担当者

|           |        |
|-----------|--------|
| 在宅福祉課長    | 窪田 久美  |
| サービス提供責任者 | 下保 真由美 |

苦情解決責任者

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 管理者   | 山口 篤史                                |
| ご利用時間 | 月曜日～金曜日 9：00～17：30<br>土曜日 9：00～12：00 |

※ 事前にご連絡いただければ夜間、土・日曜日でもかまいません。

※ ご意見箱は、当事業所玄関横に設置しています。

公的機関においても、次の機関において苦情申出が出来ます。

新篠津村役場 住民課

住所 : 石狩郡新篠津村第47線北13番地

電話番号 : 0126-57-2111

受付時間 : 8：45～17：15（月曜日～金曜日）

国民健康保険団体連合会

住所 : 札幌市中央区南2条14丁目

電話番号 : 011-231-5161

受付時間 : 9：00～17：15（月曜日～金曜日）

福祉サービス運営適正化委員会

住所 : 札幌市中央区北2条西7丁目（かでる27）

電話番号 : 011-204-6310

受付時間 : 9：00から17：00（月曜日～金曜日）

### 苦情処理の手順

#### ○ 苦情窓口担当者

相談・苦情の内容を十分に聴き、その内容を的確に把握して、その内容を記録し、読み上げる等してお客様等に確認を求め、解決責任者へ報告いたします。

#### ○ 苦情解決責任者

サービスに対する苦情相談の処理に当たっては、調査等を行い、改善が必要と認められた場合は速やかに改善を図り、その結果を申立人に説明いたします。また、必要に応じて申立人に第三者委員へ報告の要否を確認します。

#### 苦情処理第三者委員

川口 肇 (石狩郡新篠津村第45線北13番地) TEL 0126-58-3280  
藤原 重孝 (石狩郡新篠津村第47線北19番地) TEL 0126-57-2544

### 14. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科医院に協力いただき、お客様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしていきます。

#### 協力医療機関

名 称： すこやかクリニック新篠津  
住 所： 石狩郡新篠津村第46線北12番地

#### 協力歯科医院

名 称： しんしのつ村歯科診療所  
住 所： 石狩郡新篠津村第45線北14番地

#### 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

### 15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりお客様に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、お客様に故意または過失が認められた場合には、お客様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定訪問介護サービスの開始に当たり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 新篠津福祉会  
理事長 雉田 守

事業所 新篠津福祉園ホームヘルプサービス  
管理者 山口 篤史

令和6年4月1日